

甲府市子ども屋内運動遊び場
自動販売機設置事業者
募集要項

令和3年6月

甲府市子ども屋内運動遊び場自動販売機設置事業者募集要項
(制限付一般競争入札)

甲府市では、甲府市子ども屋内運動遊び場内に自動販売機（飲料）を設置する事業者（以下「設置事業者」という。）を制限付一般競争入札により募集します。

なお、入札への参加を希望される方は、本募集要項のほか、仕様書等を熟読し、内容を承知したうえで参加してください。

1 物件概要等

(1) 場所及び貸付面積

施設名称及び所在地	設置場所	設置台数	貸付面積
甲府市子ども屋内運動遊び場 甲府市丸の内一丁目10番7号	入口付近 (室内)	1台	2.20 m ² (幅2.2m×奥行1.0m)

(2) 施設概要

① 開館時間

午前9時30分から午後6時まで

- ・第1クール 午前10時から午前11時30分まで
- ・第2クール 午後0時から午後1時30分まで
- ・第3クール 午後2時から午後3時30分まで
- ・第4クール 午後4時から午後5時30分まで

② 開館日

次の閉館日を除く日

- ・火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）
- ・年末年始（12月28日から1月1日まで）

③ 施設を利用できる者

0歳から小学生までの子どもとその保護者

④ 利用者数実績（令和3年4月24日から令和3年5月31日まで）

5,998人

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (2) 自動販売機の設置業務において、自らの管理・運営に3年以上の実績を有し、

かつ現時点においても行っている者であること。

- (3) 法人にあっては山梨県内に本店・支店又は営業所を有し、個人にあっては山梨県内で事業を営んでいること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 税の滞納がない者であること。（法人にあっては、所轄市町村の法人住民税の未納がない者。個人事業主にあっては、個人住民税の未納がない者。）

3 貸付条件等

- (1) 貸付期間
令和3年8月1日から令和6年3月31日まで
- (2) 用途
貸付場所の用途は、自動販売機の設置に限ります。
- (3) 貸付契約の内容
地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付（賃貸借契約）とします。
- (4) 機器仕様等
機器仕様等については、別紙仕様書のとおりとします。

4 入札参加申込み

入札への参加を希望される方は、次の提出書類を申込期間内に申込場所まで持参してください。

また、申込期間内に提出されない場合及び提出書類に不備がある場合は、受付できませんので、ご注意ください。

- (1) 申込期間
令和3年6月24日（木）から令和3年7月7日（水）まで
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）
午前9時から午後5時まで
- (2) 申込場所
甲府市 子ども未来部 子ども未来総室 子ども応援課
住所：甲府市宝二丁目8番19号 甲府市役所西庁舎3階

(3) 提出書類（各 1 部）

	入札参加申込書類	法人	個人
①	制限付一般競争入札参加申込書（様式第 1 号）	○	○
②	誓約書（様式第 2 号）・役員等名簿（別紙）	○	○
③	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	○	—
④	住民票（抄本）	—	○
⑤	業務実績及び県内に本店・支店等を有することの申告書（様式第 3 号）	○	○
⑥	業務実績を証する書類（契約書の写し等）	○	○
⑦	税の納税証明書 （法人：法人住民税の納税証明書） （個人：個人住民税の納税証明書）	○	○
⑧	設置する自動販売機のカatalog	○	○

※ ③・④・⑦については、発行 3 か月以内の原本又は原本の写しとします。

ただし、原本の写しの場合は、原本を持参してください。

※ 提出書類は返却しません。

5 質問書の提出及び回答

募集要項及び仕様書に関する質問がある場合は、次のとおり質問書（様式第 6 号）を電子メールにて提出し、電話にて電子メールの到着確認をすること。

(1) 提出期限

令和 3 年 6 月 3 0 日（水）午後 5 時まで

(2) 提出先

提出先：甲府市 子ども未来部 子ども未来総室 子ども応援課

電 話：0 5 5 - 2 3 1 - 5 5 3 8

電子メールアドレス：kodomooen@city.kofu.lg.jp

(3) 質問への回答

全ての質問とその回答を取りまとめ、令和 3 年 7 月 5 日（月）午後 5 時までに甲府市ホームページ（事業者向け情報⇒入札・契約⇒入札情報（その他・公募型））に掲載します。

(4) その他

電話での受付は行いません。

質問書には質問内容等を正確に記入してください。

6 入札参加の辞退

入札参加申込みの提出書類の提出後、都合により入札参加を辞退される場合は、入札参加辞退届（様式第7号）を提出してください。

なお、参加を辞退された場合も、既に提出された書類は返却しませんのでご了承ください。

7 入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込みの提出書類により入札参加資格の有無を確認し、「入札参加資格確認通知書」を申請者宛てに送付します。この通知書の「入札参加資格の有無」欄の「有」に○印が付された者のみが入札に参加することができます。なお、この通知書が到着しないときは、必ず「13 問い合わせ先」に電話で問い合わせてください。

8 入札

(1) 入札及び開札の日時・会場

日時：令和3年7月21日（水） 午前11時から

会場：甲府市役所西庁舎3階 会議室

(2) 入札当日持参するもの

① 「入札参加資格確認通知書」

② 「印鑑」

一般競争入札参加申込書に押印した申込人の印を持参してください。ただし、代理人が入札に参加する場合には、申込人（委任者）の印は必要ありませんが、代理人は委任状に押印した代理人使用印を持参してください。

③ 「身分証明書」

申込人又は代理人であることを証明できるもの（運転免許証など）

④ 「委任状」

代理人により入札する場合は、委任状（様式第5号）に必要事項を記入して持参してください。

⑤ 「入札書」

添付されている入札書（様式第4-1号）を複写して使用し、あらかじめ必要事項を記入して、入札当日に持参してください。

(4) 入札保証金

免除

(5) 入札方法等

① 電送及び郵送による入札は認めませんので、指定日時に指定場所に集合してください。

② 入札時間に遅れた場合は、入札に参加できません。

- ③ 入札書は、本市所定の入札書（様式第4-1号）を使用してください。
- ④ 入札書に記載する金額（入札金額）は、次により算出した額（税抜）としてください。

※入札金額 = 貸付料月額 × 32か月

※落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

- ⑤ 代理人が入札するときには、入札前に委任状を提出してください。
- ⑥ 入札執行回数は、2回までとします。
- ⑦ 入札金額を訂正したもの、入札書の価格、氏名等の確認のできないもの、その他入札に関し、甲府市の定める条件に違反した入札は全て無効とします。
- ⑧ 入札参加者は、入札執行に先立ち、入札参加資格のあることを確認した旨の「入札参加資格確認通知書」を入札執行担当職員に提示してください。
- ⑨ 入札参加者は、入札参加資格者ごとに1名とします。
- ⑩ 入札参加受付後に入札を辞退する場合、入札参加辞退届（様式第7号）により届け出るものとします。
- ⑪ 入札参加者が1者の場合においても入札を行います。

(6) 無効な入札

- ① 入札に参加する資格のない者がした入札
- ② 入札に関して不正行為があった入札
- ③ 入札書の金額、氏名、印鑑又は文字の誤脱により必要事項を確認し難い入札
- ④ 同一の入札について、二以上の意思表示をした入札
- ⑤ 入札書の入札数字を訂正した入札
- ⑥ 担当職員の指示に従わない者がした入札
- ⑦ 「入札公告」及び「募集要項」に違反する入札

9 落札者の決定

(1) 開札

- ① 開札は、入札場所において、入札の終了後直ちに、入札者の立ち合いのもと行います。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、地方自治法施行令167条の8の規定により、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行います。

(2) 落札者の決定

- ① 甲府市が定める予定価格以上で、最高の金額をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- ② 落札者となるべき者が2者以上あるときは、「くじ」により落札者を決定し

ます。この場合、入札者は「くじ」を辞退することはできません。

- ③ 1回目の開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行います。

【再度の入札】

- ① 再度の入札は、1回のみ行います。
- ② 再度の入札に参加できる者は、最初の入札に参加し、有効な入札を行った者に限ります。入札参加者が1者の場合も入札を行います。
- ③ 再度の入札をしても、落札者がいない場合は、入札において最高の入札額をもって入札した方と協議し、見積書（様式第4-2号）の提出を受け、予定価格以上の金額で契約の相手方を決定し、随意契約することがあります。

(3) 落札者の決定取り消し等

- ① 落札者が次のいずれかに該当する場合、落札者としての資格を取り消すものとしします。
- ・ 落札後に申請書等への虚偽の記載があったことが判明したとき。
 - ・ 著しく社会的信用を損なう行為等により、落札者が設置事業者としてふさわしくないとして本市が判断したとき
- ② ①のいずれかにより、落札者としての決定を取り消したとき及び落札者が契約を締結しないときは、当該落札者の次に高額の入札額を示した者と随意契約交渉を行うものとしします。

10 入札結果等の公表

落札者名等について、甲府市ホームページ等で公表しますので、あらかじめご了承ください。

11 契約の締結

設置事業者として決定した者は、次の提出書類を提出期間内に提出場所まで持参又は郵送して、別添の契約書にて契約を締結してください。

(1) 提出書類

- ① 契約書2部
- ② 印鑑登録証明書（設置事業者及び契約保証人のもの各1部）
※発行日から3か月以内のものに限る。
- ③ 契約保証金を納入したことを証する領収印が押印された領収証書の写し（契約保証金を免除された者は不要）

(2) 提出期間

令和3年7月21日（水）から令和3年7月30日（金）まで
（この期間の土曜日、日曜日、祝日を除く。）
午前9時から午後5時まで

郵送の場合は、令和3年7月30日（金）午後5時までに必着とし、郵送事故等については、設置事業者として決定した者のリスク負担とします。

(3) 提出場所

甲府市 子ども未来部 子ども未来総室 子ども応援課
〒400-0034 甲府市宝二丁目8番19号 甲府市役所西庁舎3階

(4) 契約保証金

① 設置事業者として決定した者は、契約締結に際して、契約保証金として貸付料総額の100分の10の額を納入しなければなりません。

ただし、甲府市契約規則（昭和50年規則第66号）第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は、免除とします。

② 契約保証金の納入は、甲府市の発行する納入通知書により指定金融機関にて行ってください。

③ 契約保証金は、貸付料の納入が遅延した場合においてこれに充当するほか、貸付けに伴う一切の損害賠償に充当します。

④ 契約保証金は、契約期間が満了し、貸付物件の原状回復を確認後、請求に基づき利息を付さずに返還します。

(5) その他

① 設置事業者として決定した者が提出期間内に提出書類を提出せず、契約を締結しない場合には、設置事業者となる効力を失います。

② 貸付契約は申込人名義で行います。

③ 契約締結に要する費用は、すべて設置事業者の負担とします。

④ 契約には、契約保証人が必要となります。

1.2 その他

本要項に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、甲府市財務規則（昭和62年規則第1号）及び甲府市契約規則（昭和50年規則第66号）の定めるところによるものとします。

1.3 問い合わせ先

甲府市 子ども未来部 子ども未来総室 子ども応援課
〒400-0034 甲府市宝二丁目8番19号 甲府市役所西庁舎3階
電話：055-231-5538
FAX：055-221-3012
電子メールアドレス：kodomoen@city.kofu.lg.jp

制限付一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

甲府市長 様

申込人 住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者名 印
電話番号

次の自動販売機設置場所の貸付けに係る制限付一般競争入札に参加したいので、必要書類を添付して申し込みます。

なお、落札者の氏名（法人の場合はその名称）及び落札金額等を公表することについて同意します。

1 入札を希望する貸付物件の区分

施設名称及び所在地	設置場所	設置台数	設置面積上限
甲府市子ども屋内運動遊び場 甲府市丸の内一丁目10番7号	入口付近 (室内)	1台	2.20 m ² (2.2m×1.0m)

2 添付書類（各1部）

- ① 誓約書（様式第2号）
- ② 役員名簿
- ③ 【法人】法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 【個人】住民票（抄本）
- ④ 業務実績及び県内に本店・支店等を有することの申告書（様式第3号）
- ⑤ 業務実績を証する書類（契約書の写し等）
- ⑥ 税の納税証明書
(法人：法人住民税の納税証明書、個人：個人住民税の納税証明書)
- ⑦ 設置する自動販売機のカタログ

3 担当者名等

担当者名：_____

電話番号：_____

電子メール：_____

誓 約 書

令和 年 月 日

甲府市長 様

申込人 住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者名

印

私は、甲府市子ども屋内運動遊び場の自動販売機設置場所の貸付けに係る制限付一般競争入札への参加申込みにあたり、募集要項及び仕様書等の記載事項を承諾し、次の要件のいずれにも該当していることを誓約します。

事実と相違することが判明した場合には、甲府市が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

なお、甲府市が必要な場合には、別紙「役員等名簿」を山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が甲府市と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- 2 自動販売機の設置業務において、自らの管理・運営に3年以上の実績を有し、かつ現時点においても行っている者であること。
- 3 法人にあっては山梨県内に本店・支店又は営業所を有し、個人にあっては山梨県内で事業を営んでいること。
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- 5 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- 6 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- 7 税の滞納がない者であること。（法人にあっては、所轄市町村の法人住民税の未納がない者。個人事業主にあっては、個人住民税の未納がない者。）

別紙

役員等名簿

年 月 日現在の役員等

番号	法人名、商号、名称等 (法人・団体等のみ記載)	所在地 (個人の場合は、住所)	役職名 (法人・団体等のみ記載)	氏名 (カタカナ表記)	氏名 (漢字表記)	生年月日				性別	備考
						元号	年	月	日		
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

注1：当名簿に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該設置事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

注2：行が不足する場合は、適宜、行を追加して記載してください。

様式第3号

業務実績及び県内に本店・支店等を有することの申告書

令和 年 月 日

甲府市長 様

申込人 住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者名 印
電話番号

私は、甲府市子ども屋内運動遊び場の自動販売機設置場所の貸付けに係る制限付一般競争入札への参加申込みにあたり、次のとおり申告します。

事実と相違することが判明した場合には、貴市が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

1 山梨県内における本店、支店、営業所又は事業所等の名称及び所在地

名称	所在地

2 自動販売機の設置業務において自ら管理・運営に3年以上の実績を有し、かつ現時点においても行っている実例

設置場所の所有者	設置施設の名称等	所在地	設置台数	設置期間

(記載上の注意)

- ・ 国、地方公共団体の施設での実例を優先して記載すること。
- ・ 複数の実例がある場合は、直近のものを3件まで記載すること。
- ・ 設置場所の所有者が、団体又は民間企業等の場合は、団体名又は企業名を、個人の場合は、「民間私人」と記載すること。
- ・ 設置施設の名称等の欄には、施設名（〇〇事務所、〇〇高等学校等）を記載すること。

様式第4-1号

入 札 書 (第 回)

施設名称：甲府市子ども屋内運動遊び場

所在地：甲府市丸の内一丁目10番7号

貸付場所	貸付面積	入 札 金 額							
		千 万	百 万	十 万	万	千	百	十	円
入口付近 (室内)	2.20 m ² (2.2m×1.0m)								
		【入札金額内訳】 月額 _____円(税抜)×32か月							

自動販売機設置場所の貸付料として、募集要項及び仕様書等の記載事項を承諾したうえで入札します。

令和 年 月 日

申込人 住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者名

印

上記代理人

氏 名

印

甲府市長 様

(注意事項)

- 記載する金額は貸付期間における貸付料総額(貸付料月額×32か月)とし、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入してください。
- 金額の数字は、算用数字を用いて右詰めで記入し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。
- 金額の数字に訂正がある場合は、無効となります。

見 積 書

施設名称：甲府市子ども屋内運動遊び場

所在地：甲府市丸の内一丁目10番7号

貸付場所	貸付面積	入 札 金 額							
		千 万	百 万	十 万	万	千	百	十	円
入口付近 (室内)	2.20 m ² (2.2m×1.0m)								
		【入札金額内訳】 月額 _____ 円(税抜) × 32か月							

自動販売機設置場所の貸付料として、募集要項及び仕様書等の記載事項を承諾したうえで見積もりします。

令和 年 月 日

申込人 住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者名

印

上記代理人

氏 名

印

甲府市長 様

(注意事項)

- 記載する金額は貸付期間における貸付料総額(貸付料月額 × 32か月)とし、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入してください。
- 金額の数字は、算用数字を用いて右詰めで記入し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。
- 金額の数字に訂正がある場合は、無効となります。

委 任 状

令和 年 月 日

甲府市長 様

申込人（委任をした方）住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者名

印

私は、甲府市子ども屋内運動遊び場の自動販売機設置場所の貸付けに関し、次の者を代理人と定め、次の物件の制限付一般競争入札に関すること及びこれに付帯する一切の権限を委任します。

施設名称及び所在地	設置場所	設置台数	貸付面積
甲府市子ども屋内運動遊び場 甲府市丸の内一丁目10番7号	入口付近 (室内)	1台	2.20 m ² (2.2m×1.0m)

代理人（委任された方）

〒

住 所 _____

(ふりがな)

氏 名 _____

電話番号 _____

代理人使用印

※ 朱肉を使う印鑑とします。

(注意)

- 1 委任状は、物件番号ごとに申込人（委任をした方）が全て記入してください。
- 2 申込人は、入札参加申込書と同じ印を押印してください。
- 3 代理人は、代理人が入札で使用する印を押印してください。
- 4 付帯する権限として、協議による随意契約に係る見積書の提出を含むものとします。

質 問 書

令和 年 月 日

甲府市長 様

申込人 郵便番号
住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者名
担当者 氏 名
電話番号
F A X
メールアドレス

甲府市子ども屋内運動遊び場の自動販売機設置場所の貸付けに係る制限付一般競争入札への参加申込みにあたり、次のとおり質問します。

番号	質問内容
1	
2	
3	

(注意)

- 1 質問のない場合は、提出する必要はありません。
- 2 本紙で不足する場合は、別紙を添付してください。

様式第7号

入札参加辞退届

令和 年 月 日

甲府市長 様

申込人 郵便番号

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者名

印

私は、甲府市子ども屋内運動遊び場の自動販売機設置場所の貸付けに係る制限付一般競争入札に参加申込みをしましたが、都合により辞退します。

賃貸借契約書（案）

貸付人 甲府市 と 借受人 _____ とは、次の条項により賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 貸付人及び借受人は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 借受人は、貸付物件について、適正に使用するよう留意しなければならない。

（貸付物件）

第2条 貸付物件は、次のとおりとする。

施設名称及び所在地	貸付場所	設置台数	貸付面積
甲府市子ども屋内運動遊び場 甲府市丸の内一丁目10番7号	入口付近 (室内)	1台	2.20㎡ (幅2.2m×奥行1.0m)

（指定の用途）

第3条 借受人は、前条の貸付物件を自動販売機設置（以下「指定用途」という。）のために使用しなければならない。

2 借受人は、貸付物件を指定用途に使用するにあたって、別紙仕様書に記載された事項を遵守しなければならない。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、令和3年8月1日から令和6年3月31日までとする。

（契約更新等）

第5条 本契約は、前条に定める貸付期間の満了時において、本契約の更新（使用の継続によるものを含む。）又は貸付期間の延長は行わないものとする。

（貸付料）

第6条 貸付料は、次に掲げるとおりとする。

年次	期間	貸付料
第1年次	令和3年8月1日～令和4年3月31日	円 (内消費税当額：)
第2年次	令和4年4月1日～令和5年3月31日	円 (内消費税当額：)
第3年次	令和5年4月1日～令和6年3月31日	円 (内消費税当額：)

2 この契約締結後、消費税法及び地方税法の改正によって消費税及び地方消費税の額に変動が生じた場合は、賃貸者はこの契約を何ら変動することなく、契約金額に相当額を加減して支払う。

3 貸付人は、貸付物件の価格の著しい変動その他正当な理由があると認められるときは、貸付料の改定をすることができる。

4 すでに納付した貸付料は還付しない。ただし、借受人の責に帰さない理由により

契約を解除した場合は、この限りでない。

(貸付料の支払い)

第7条 借受人は、貸付料の支払いについて、貸付人の発行する納入通知書により、納入期限までに納付しなければならない。

(電気料金の支払い)

第8条 自動販売機に必要となる電気料金については、借受人が負担するものとする。

2 電気料金を算定するため、借受人は、借受人の負担で専用の電気子メーターを設置するものとする。

3 電気料金は、原則として年1回(翌年3月)徴収するものとし、貸付人の発行する納入通知書により、納入期限までに納付しなければならない。

4 電気料金は、借受人が設置した電気子メーターの電気使用量に、貸付場所を包含する施設全体の電気使用量の単価(自動販売機設置期間における施設全体の電気料金を施設全体の電気使用量で除した値)を乗じた額とする。

(遅延損害金)

第9条 借受人は、第7条及び第8条に基づき、貸付人が定める納入期限までに貸付料及び電気料金(以下「貸付料等」という。)を納入しなかったときは、その翌日から支払の日までの日数に応じて、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を遅延損害金として払わなければならない。

(充当の順序)

第10条 借受人が貸付料等及び遅延損害金を納入すべき場合において、借受人が納入した金額が貸付料等及び遅延損害金の合計額に満たないときは、遅延損害金から充当する。

(契約保証金)

第11条 契約保証金は、免除する。

※ 免除しない場合は、次のとおり記載する。

第11条 契約保証金は、金〇〇〇円とし、借受人は、契約締結に際し、貸付人の指示する手続きによりこれを納めなければならない。

2 貸付人は、借受人がその責めに帰すべき事由により、貸付料等を支払わない場合において契約保証金を充当するほか、貸付けに伴う一切の損害賠償に充当する。

3 貸付人が第20条第1項、同条第3項又は同条第4項の規定により本契約を解除した場合においては、契約保証金は貸付人に帰属する。

4 貸付人は、第4条の貸付期間を満了し借受人が貸付物件を原状に回復して貸付人に返還したときは、これを確認後、借受人の請求に基づき契約保証金を借受人に返還する。この場合契約保証金に利息は付さない。

(契約不適合責任)

第12条 借受人は、本契約の締結後、貸付物件に数量の不足又は隠れたかしのあることを発見しても、貸付人に対し、貸付料の減免及び損害賠償等の請求をすること

ができない。

(維持保全義務)

第13条 借受人は、貸付物件を常に善良な管理者の注意をもって維持保全に努めなければならない。

2 借受人は、貸付物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を貸付人に対し報告しなければならない。

(費用負担)

第14条 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に要する費用は、借受人の負担とする。

(一括委託の禁止)

第15条 借受人は、本契約に基づく自動販売機設置事業の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託してはならない。

(第三者への損害賠償義務)

第16条 借受人は、貸付物件を指定用途に使用したことにより第三者に損害を与えたときは、貸付人の責に帰すべき事由によるものを除き、その賠償の責を負うものとする。

2 貸付人が、借受人に代わって前項の賠償の責を果たした場合には、貸付人は、借受人に対し当該賠償費用について求償することができるものとする。

(商品等の盗難又は毀損)

第17条 貸付人は、設置された自動販売機、使用済み容器回収ボックス、当該自動販売機で販売する商品若しくは当該自動販売機内の売上金又は釣銭の盗難又は毀損について、貸付人の責に帰することが明らかな場合を除き、その責を負わない。

(禁止義務)

第18条 借受人は、次の各号に掲げる事項を行ってはならない。

(1) 貸付物件を第三者に転貸し、又は本契約によって生じる権利等を譲渡し、若しくはその権利等を担保にすること。

(2) 貸付人の承諾なく貸付物件の形質を変改すること。

(3) 貸付人の承諾なく貸付物件に構築物を設置すること。

(実地調査等)

第19条 貸付人は、貸付期間中、必要に応じて貸付物件の使用状況及び売上状況等について実地に調査し、借受人に対し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 貸付人は、借受人が提出した報告に疑義のあるときは、自ら調査し、借受人に対し詳細な報告を求め又は是正のために必要な措置を講ずることができる。

3 借受人は、正当な理由がなく報告の提出を怠り、実地調査を拒み、妨げてはならない。

(契約の解除)

第20条 貸付人は、借受人が本契約に定める義務に違反した場合には、本契約を解除することができる。

2 貸付人において、公用、公共用又は公益事業の用に供するため貸付物件を必要と

するときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 5 項において準用する同法第 238 条の 5 第 4 項の規定に基づき、本契約を解除することができる。

3 貸付人は、借受人に次の各号のいずれかに該当する行為又は事実があった場合には、借受人に対し催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 契約に先立ち借受人から提出された入札に関する各種提出書類（入札参加申込書、誓約書等）に虚偽の事実が認められたとき。
- (2) 貸付料等その他の債務の支払いを納入期限から 2 か月以上怠ったとき。
- (3) 手形・小切手が不渡りになったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。
- (4) 差押・仮差押・仮処分・競売・保全処分・滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。
- (5) 破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、若しくは申立てをしたとき。
- (6) 貸付人の書面による承諾なく、借受人が 2 か月以上貸付物件を使用しないとき。
- (7) 貸付人の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
- (8) 借受人の信用が著しく失墜したと貸付人が認めるとき。
- (9) 資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、貸付人が契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。
- (10) 貸付物件及び貸付物件が所在する行政財産としての用途又は目的を借受人が妨げると認めたとき。
- (11) 全各号に準ずる事由により、貸付人が契約を継続しがたいと認めたとき。

4 貸付人は、借受人又は借受人の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者
- (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
- (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者

（原状回復）

第 2 1 条 借受人は、第 4 条に規定する貸付期間が満了したとき、又は前条の規定により契約が解除されたときは、貸付人の指定する日までに貸付物件を原状回復して貸付人に返還しなければならない。ただし、貸付人が原状に回復する必要がないと

認めるときはこの限りではない。

(損害賠償)

第22条 借受人は、本契約に定める義務を履行しないために貸付人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(有益費の請求権の放棄)

第23条 借受人は、第4条に規定する貸付期間が満了したとき、又は第20条の規定により契約が解除されたときにおいて、貸付物件に投じた有益費、修繕費その他の費用があってもこれを貸付人に請求することができない。

(契約の費用)

第24条 本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて借受人の負担とする。

(契約保証人)

第25条 契約保証人は、借受人と連携して、本契約から生じる借受人の債務を負担するものとする。

(疑義等の決定)

第26条 本契約に関して疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）によるほか、そのつど貸付人と借受人とが協議して定めるものとする。

(管轄裁判所)

第27条 本契約に関する訴えの管轄は、甲府市を管轄区域とする甲府地方裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

貸付人

甲府市丸の内一丁目18番1号

甲府市

甲府市長 樋口雄一 ⑩

借受人

⑩

保証人

⑩